

農地と農振

石垣島の



石垣市の農業振興地域制度について

**優良農地の確保と
有効利用を目指して**

石垣島は農業の島

私たちの住む石垣島は、温かい気温と豊富な雨のおかげで、昔からサトウキビや肉牛などの一大産地として栄えてきました。石垣島の農業をさらに発展させるため、**石垣島の総面積約 22,900ha の内、**於茂登岳やバナナ公園などの山地、市街地などを除いた**約 70% が農業振興地域**に指定されています。



農地が広がる白保地域

約 **70%** が
農業振興区域

▶ **3ページ**

農業振興地域制度って何のための制度なの？

▶ **4ページ**

農業振興地域ってどんな土地？

▶ **6ページ**

農用地区域に含まれるのはどんな土地？

▶ **7ページ**

農業以外で使うにはどうすればいいの？

▶ **8ページ**

農業用施設って？

農業振興地域制度とは

「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき、国内の農業生産の基盤である農用地等を確保し、有効利用するための制度です。

①農林水産大臣が策定した農用地等の確保に関する基本指針をもとに、②県知事が農業振興地域整備基本方針を策定し、**農業振興地域を指定**します。③それに伴い、指定された市町村は農業振興地域整備計画を策定し、**農用地区域を設定**することで、優良農地の確保に努めています。現在、沖縄県では41市町村の内、石垣市や竹富町を含む36市町村が農業振興地域に指定されています。

せいどのながれ

制度の流れ



農用地等の確保等に関する基本指針



農業振興地域整備基本方針の策定・変更



農業振興地域の指定・変更



農業振興地域整備計画の策定・変更



石垣島の農業

振興地域のイメージ

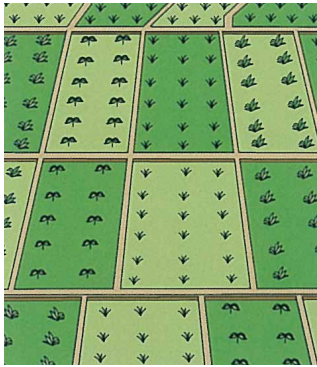
- 農業振興地域
- - - 農用地区域
- 農業上の用途



農用地区域とは

農業振興地域に指定された市町村が、おおむね 10 年以上にわたり**農業用の利用を確保すべき土地**として設定した土地です。以下のような土地については農用地区域に設定することになります。

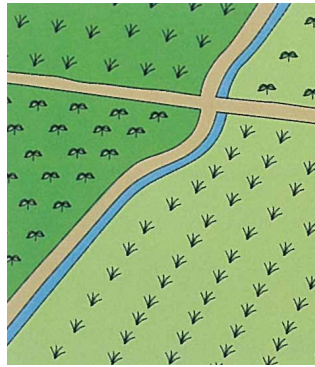
農用地区域に設定すべき土地



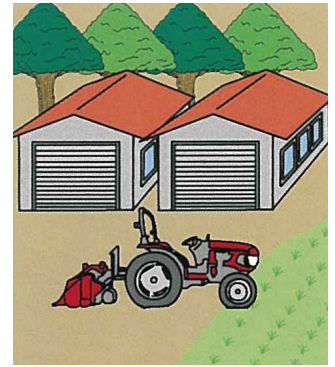
① 10ha 以上の
集団的な農地



② 土地改良事業等の
対象地



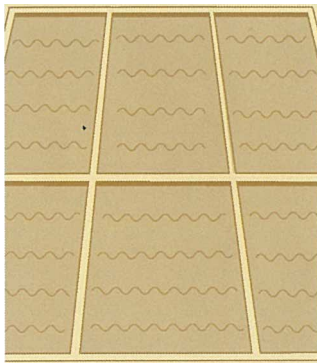
③ 土地改良施設用地



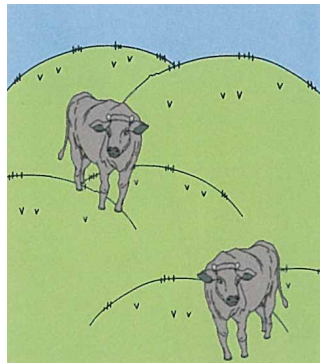
④ 農業用施設地
(2ha 以上のもの又は①②に隣接するもの)

⑤ 地域の農業振興を図る観点から、農用地区域に含める必要がある土地

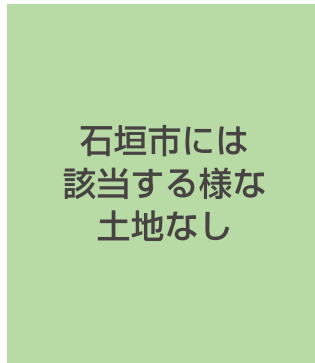
農用地区域内の土地の用途区分の種類



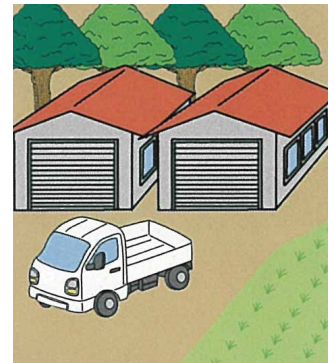
① 農地



② 採草放牧地



③ 混牧林地



④ 農業用施設地

農用地区域内における開発行為の制限

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域であるため、現在畑や田んぼとして利用されていない土地も農用地区域に含まれることがあります。農用地区域に指定されている土地については、現況にかかわらず**農業目的以外の利用はできない**ため、家や宿泊施設、事業所などの建設をすることはできません。農業目的以外の用途に使用する場合は農用地区域から除外する必要があります。

土地が農用地区域に含まれるかどうかは石垣市農政経済課で確認することができます。

農用地区域からの除外

農用地区域に指定されている土地を農業目的以外の用途に使用する場合は、農用地区域から除外する必要があります。しかし、農用地区域の性質である、農業用の利用を確保すべき土地という観点から、以下の**6つの条件を全て**満たさなければなりません。

条件
1

農用地等以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地が無いこと

- ・ 不要不急の用途に供するものではなく、**通常必要と認められる規模**であること
- ・ 農用地区域以外に**代替すべき土地が無いこと**

条件
2

地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・ 地域計画に定められた者に対する農用地の利用集積等に関する目標の達成に支障が生じないこと

条件
3

農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れが無いこと

- ・ 周辺部の**営農環境**に支障が生じないこと
- ・ 農用地の**集団性を損なうものではないこと**
- ・ **土地利用の混在**が生じないこと

条件
4

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと

- ・ 経営規模の大幅な縮小により、**安定的な農業経営**に支障が生じないこと
- ・ 経営する一団の農用地の**集団化**が損なわれないこと

条件
5

土地改良の有する機能に支障を及ぼす恐れが無いこと

- ・ ため池、農業用排水路等の**毀損**や**排水の停滞**、**汚濁水の流入**等が生じないこと

条件
6

農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

- ・ 土地改良事業等の**工事完了**公告後**8年未満**ではないこと

農用地区域からの除外の手続き（農振除外）

農用地区域から除外するためには石垣市が行う**農業振興地域整備計画に関する全体見直し**の際に石垣市農政経済課に除外申出書を提出する必要があります。農業振興地域整備計画に関する全体見直しは、おおむね5年に一度行われる農業振興地域整備計画に関する基礎調査を基にして、必要に応じて行っています。全体見直しに伴う農用地区域からの除外、又は農用地区域への編入申出を受け付ける際には石垣市ホームページ等で広報いたします。

農業用施設をつくりたい

農業用施設とは、農業を行う上で必要な施設で、農業目的においてのみ使用される施設を言います。例としては、牛舎や農業用の倉庫、農産物の加工・選別所などがあり、農業用施設をつくる際には、あらかじめ農政経済課で手続きが必要となります。

手続きの流れ

農業者である

NO



農業用施設を
建てることは
できません

YES

農用地区域内
である

NO



農振法上の
手続きは必要
ありません

YES

※農地法を含む他法令では調整が必要な場合があります

農政経済課へ
「農業振興地域内農用地区域の変更申出書（農業用施設）」
を提出しましょう

土地改良の有無や、施設の用途、面積に応じて、その他書類の提出や別途手続きが必要になる場合があります。
※現地確認等のため、担当職員が申出地や既存施設に立ち入り写真撮影等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。



お問合せ

石垣市農政経済課

☎ 0980-82-1307

